

議案第23号

杉並区指定文化財の指定について

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正 宏

(提案理由)

杉並区文化財保護条例第 3 1 条の規定による文化財保護審議会の答申を得たので、同条例第 1 4 条の規定に基づき、杉並区指定文化財とする必要がある。

杉並区指定文化財の指定について

1 指定文化財とする文化財

名 称 : 横倉善次郎家文書
点 数 : 4 3 7 点
種 別 : 指定有形文化財（古文書）
所有者 : 杉並区
管理者 : 杉並区教育委員会
所在地 : 大宮一丁目 2 0 番 8 号 杉並区立郷土博物館

平成 1 0 年度に指定した「森泰樹氏旧蔵横倉家文書」3 9 2 点に、新たな資料 4 5 点を追加して指定し、名称を上記のとおりとする。

横倉善次郎家文書

- 1 種 別 杉並区指定有形文化財（古文書）
- 2 所 在 杉並区大宮一丁目 20 番 8 号 杉並区立郷土博物館
- 3 所 有 者 杉並区
- 4 管 理 者 杉並区教育委員会
- 5 点 数 平成 10 年度指定資料 392 点
令和 6 年度指定資料 45 点
計 437 点
- 6 説 明

本資料は、旧上高井戸村の商家、横倉善次郎家（善次郎とその子孫）に伝来した資料群で、幕末から昭和初期にかけての商業活動や、頼母子講に関する文書が多く含まれる。

今年度の追加指定資料には、土地所有者や大規模な土地移動を示す明治期の土地関係資料のほか、醤油納入に伴う明治 35（1902）年の契約書といった横倉善次郎家の商業関係資料などがある。また、明治初期に上高井戸村に土地を所有した旧旗本・近藤登助についての資料もみられる。

なお、当該資料の一部は、平成 10（1998）年に郷土史家の森泰樹氏から杉並区立郷土博物館へ寄贈された資料を、翌年に杉並区有形文化財「森泰樹氏旧蔵横倉家文書」として指定したものである。追加指定資料は、古書店より文化財係が昭和 61（1986）年に、郷土博物館が平成 18（2006）年にそれぞれ購入した資料で、既指定資料と来歴が相違することから、追加に合わせて指定名を「横倉善次郎家文書」に改める。
- 7 現 状 及 び 保存・活用

本資料は、所有者からの寄贈や古書店からの資料購入を経て、杉並区教育委員会で保管・管理している。現在は杉並区立郷土博物館の収蔵庫に収蔵されており、全体的な保存状態は良好である。

一部資料は、杉並区立郷土博物館本館で令和 4（2022）年に開催したすぎなみコレクション「高井戸にいた近藤登助」で展示された。今後も、杉並区立郷土博物館やその他の展示施設における展示等により本資料の公開を図るほか、資料の

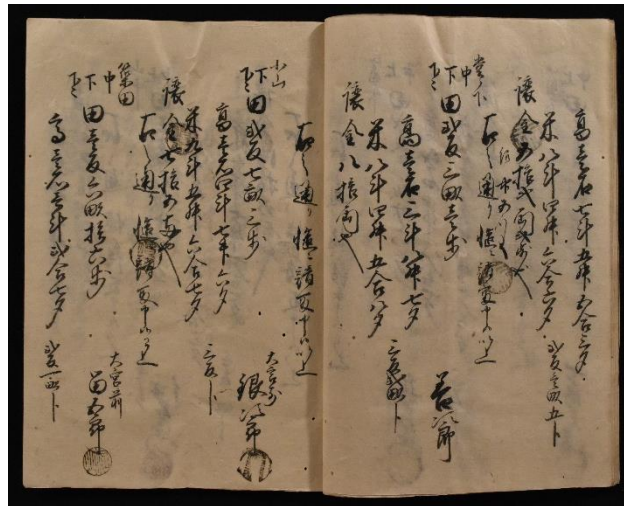
デジタル化も視野に入れた更なる活用に努める。

8 指定理由

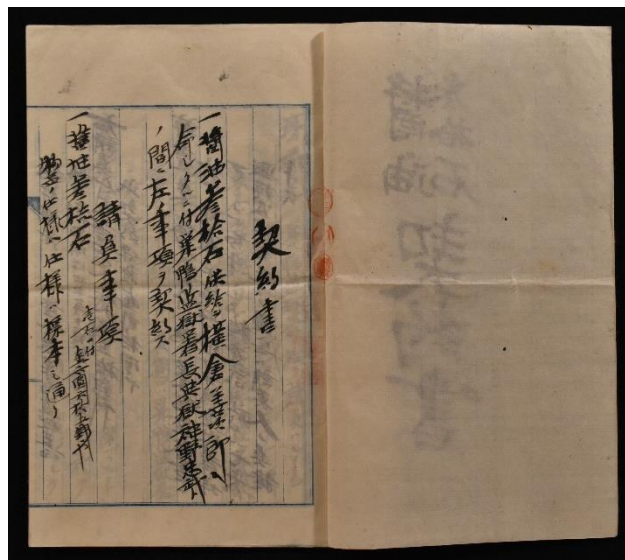
上高井戸地域における土地所有の諸相をはじめ、横倉善次郎家についての理解に資する資料が含まれ、平成10年度指定資料や他資料と併せることによって、上高井戸の地域史および、その商家に関する情報を補完しうる点で貴重な資料である。

9 指定基準

杉並区文化財指定・登録基準第一「指定文化財」の一「有形文化財」の(四)「古文書」のうち、ア「古文書類のうち歴史上又は文化史上重要なもの」・エ「区の歴史、文化に関係の深いもの」に該当する。



寅御縄打帳 写



醤油 参拾石 契約書
(明治35年10月15日)